

## 「工事担任者規則の一部を改正する省令（案）」の概要

### 1 改正概要

工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）が引用している建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）において、条項の移動が発生することから、所要の改正を行う必要がある。

### 2 今後の予定

令和 6 年 12 月 公布

令和 6 年 12 月 13 日 施行

※本改正は、建設業法施行令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号及び行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号に該当するため、意見公募手続は実施しない。